

改正

昭和59年9月12日規則第48号  
平成6年9月30日規則第32号  
平成8年2月15日規則第3号  
平成11年5月6日規則第26号  
平成12年3月30日規則第17号  
平成17年6月1日規則第22号  
令和3年10月1日規則第30号  
令和4年5月9日規則第17号

江別市建築計画概要書等の閲覧に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第3項の規定に基づき同条第1項各号に掲げる書類（以下「建築計画概要書等」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

**第2条** 閲覧場所は、江別市建設部とし、閲覧場所以外に持ち出すことができない。

(閲覧の休日)

**第3条** 閲覧の休日は、江別市の休日を定める条例（平成5年条例第18号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

(閲覧時間)

**第4条** 閲覧時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。

(閲覧の手続)

**第5条** 閲覧しようとする者は、閲覧請求書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(閲覧の制限)

**第6条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は拒否することができる。

- (1) この規則又は係員の指示に従わない者
- (2) 建築計画概要書等を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(規程の廃止)

2 江別市建築計画概要書閲覧規程（昭和48年訓令第18号）は、廃止する。

附 則（昭和59年9月12日規則第48号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年9月30日規則第32号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年2月15日規則第3号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月6日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第17号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年5月9日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

### 閲覧請求書

年 月 日

（宛先）江別市長

請求者 住 所  
氏 名  
電話番号

江別市建築計画概要書等の閲覧に関する規則第5条の規定により、次のとおり閲覧を請求します。

閲覧書類名	
敷地の位置又は所在地等	
建築主等又は所有者等の氏名	
番 号	
閲覧の目的	<input type="checkbox"/> 現況調査 <input type="checkbox"/> 統計調査 <input type="checkbox"/> 不動産調査 <input type="checkbox"/> 定期報告 <input type="checkbox"/> その他（                      ）

※この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。